

# 押印廃止に伴い、 通知書等の交付手続きが変わります

令和3年2月8日申請分から、下記のとおり変更します。

## <対象となる申請>

- ・ 確認申請／計画通知（検査、計画変更などの申請も含む）
- ・ 許可申請（12条報告なども含む）
- ・ 認定申請
- ・ 仮使用認定申請
- ・ 道路の位置の指定申請
- ・ 道路の水平距離の指定申請
- ・ 私道の廃止申請



申請書提出時に  
交付引換券をお渡ししますので、  
通知書等の受取時に、  
**交付引換券（半券）**を忘れずに  
持参してください。

※引換券がない場合は交付できませんので、

紛失・持参し忘れには、十分にお気を付けてください。

※郵送による通知書等の交付も受け付けておりますので、

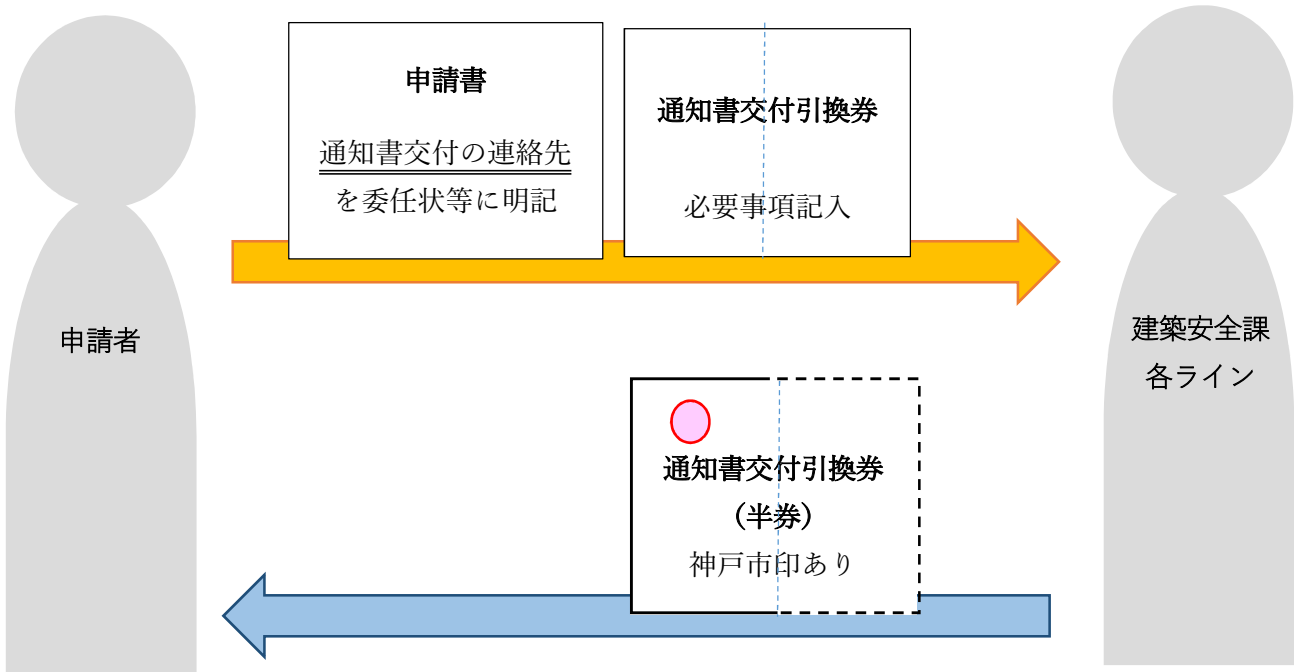
ご利用ください。（詳細は各担当者へお尋ねください。）

お問合せ先

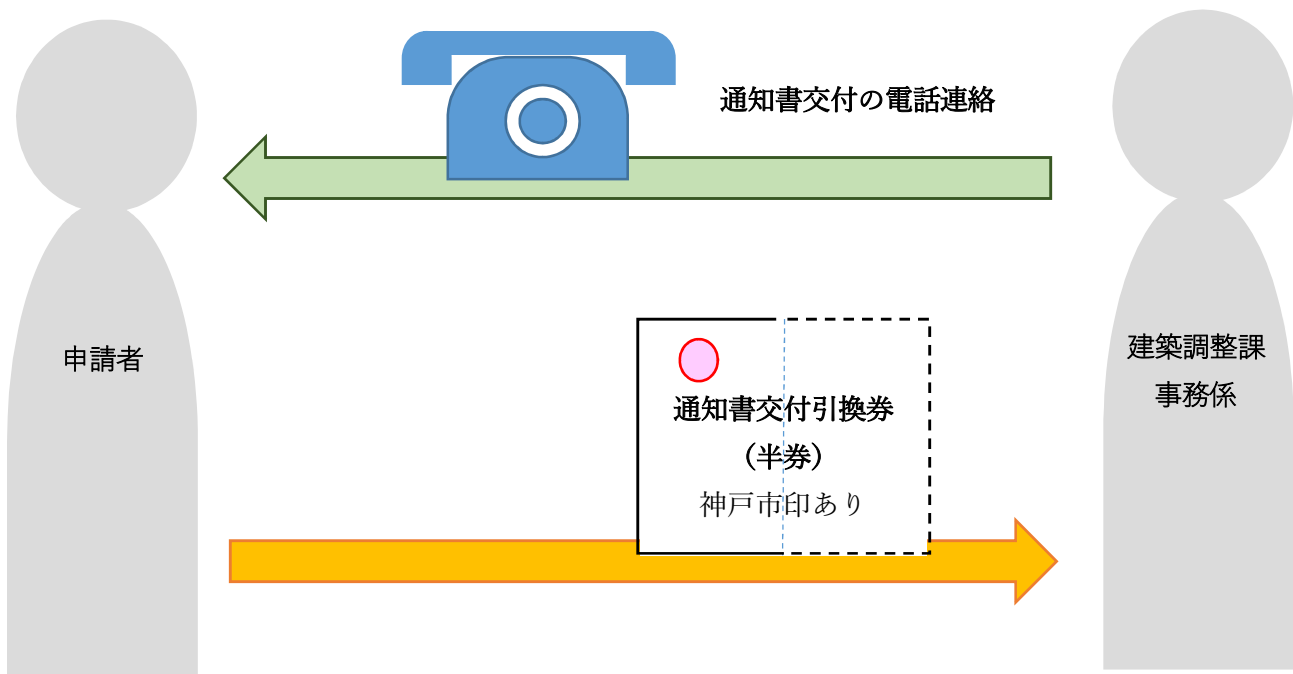
（申請の内容・進捗状況など）：神戸市 建築住宅局 建築指導部 建築安全課（各申請担当者へ）

（交付について）：神戸市 建築住宅局 建築指導部 建築調整課

< 申請書提出時 >



< 副本交付時 >



通知書等の交付には、引換券（神戸市印付の半券）が必要です!